

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要 (平成30年法律第4号)

I 一般財源総額及び地方交付税総額の確保と算定内容の改正 (通常収支分)

(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

区分	平成30年度	平成29年度	増減額
一般財源(地方税+地方交付税等)	62兆1,159億円	62兆 803億円	+356億円
うち地方交付税	16兆 85億円	16兆3,298億円	▲3,213億円
臨時財政対策債	3兆9,865億円	4兆 452億円	▲587億円

○ 一般財源総額について、平成29年度を上回る62.1兆円を確保

○ 地方交付税総額について、16.0兆円を確保

(主な措置)

- 平成28年度国税決算に伴う精算の繰延べ 2,245億円
※ 平成34年度から平成38年度にかけて449億円ずつ精算
- 折半ルールに基づく臨時財政対策特例加算等の国の一般会計加算 7,022億円
- 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 4,000億円
- 交付税特別会計剰余金の活用 750億円

○ 臨時財政対策債発行可能額について、平成29年度よりも抑制して設定

(2) 算定内容の改正

○ 平成30年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

【地方交付税法、特別会計に関する法律】

II 震災復興特別交付税の確保 (東日本大震災分)

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を4,227億円確保

- ※ 平成30年度に確保する額 : 3,257億円
- 平成29年度に確保した額のうち年度調整分 : 970億円

【地方交付税法】

施行期日 平成30年4月1日